

## 熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱

制定 令和2年10月 6日市長決裁

改正 令和2年12月22日市長決裁

令和3年 1月15日経済観光局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、市内中小企業の振興を図るため、予算の範囲内において利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、熊本県中小企業融資制度実施要領（平成21年熊本県告示304号）の金融円滑化特別資金（以下「熊本県金融円滑化特別資金」という。）の貸付を受けた者のうち、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 熊本県中小企業融資制度実施要領（平成21年4月1日施行）第5の第3項金融円滑化特別資金の表融資対象者の項融資条件等の欄（以下「熊本県金融円滑化特別資金融資条件等」という。）第2号の様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（新型コロナウイルス感染症）であって、令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間に貸付を受けた者であること。
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金融資条件等第6号のセーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者であって、令和2年3月2日から同年8月31日までに貸付を受けた者であること。
- (3) 熊本県金融円滑化特別資金融資条件等第12号の特例中小企業者（新型コロナウイルス感染症分）として市町村長の認定を受けた者であって、令和2年3月2日から同年8月31日までに貸付を受けた者であること。

2 熊本県金融円滑化特別資金の実行日から本補助金の申請日において継続して市内で事業を営んでおり、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 個人事業主においては、本市に住民登録していること。
- (2) 法人においては、本市に登録をしていること。
- (3) 本市に住民登録がない個人事業主においては、確定申告書や営業許可証等により市内で事業を営んでいることが確認できること。
- (4) 本市に登録がない法人においては、法人市民税の納税義務者であること。

3 他市町村でこの要綱と同様の熊本県金融円滑化特別資金にかかる利子補給の制度により補助金の交付を受けていないこと。

(交付対象経費等)

第3条 補助金の額は、次に掲げるところにより決定する。

- (1) 前条に定める補助金の交付対象となる貸付（以下「貸付」という。）に係る毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の全額とする（遅延損害金は除く。）。
- (2) 借換により既往債務返済額がある貸付については、貸付額において既往債務返済額を除いた割合を約定利子に乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。この場合において、令和2年3月2日以降に貸付を受けて、再度に熊本県金融円滑化特別資金で借換を行った貸付について、申請者から既往債務返済額における熊本県金融円滑化特別資金にかかる既往債務返済額が確認できる書類の提出があれば、熊本地震関連融資のみを除いた割合を約定利子に乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。
- (3) 貸付を受けた額から借換による既往債務返済額を除いた額で、貸付の実行日の順に貸付を受けた額を合計した額（以下「合計額」という。）が8,000万円に達するまでの貸付にかかる約定利子を交付対象経費とする。なお、合計額が8,000万円に達する時点の貸付を受けた額において、合計額のうち8,000万円を超える金額（以下「超過額」という。）が発生した場合、当該貸付にかかる約定利子に超過額を除いた割合を乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。この場合において、令和2年3月2日以降に貸付を受けて、再度に熊本県金融円滑化特別資金で借換を行った貸付について、申請者から既往債務返済額における熊本県金融円滑化特別資金にかかる既往債務返済額が確認できる書類の提出があれば、熊本地震関連融資にかかる既往債務返済額のみを既往債務返済額とみなし、算定することができる。
- (4) 利子補給交付対象者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

（補助対象期間）

第4条 補助金を交付する期間は、貸付の実行日から起算して3年間とする。ただし、貸付の実行後に借換を行った場合は、借換の実行日から起算して3年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が感染拡大防止のための施設名等公表要請協力金支給要綱（令和2年7月1日制定）第7条第1項の規定により施設名等公表要請協力金請求書を市長に提出した者である場合は、補助金を交付する期間は、貸付の実行日から起算して6年間とする。ただし、貸付の実行後に借換を行った場合は、借換の実行日から起算して6年間とする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、補助対象期間に支払った約定利子に係る補助金について、交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 金融機関が発行した熊本県金融円滑化特別資金に係る償還（返済）予定表の写し
  - (2) 補助金の振込口座の通帳の写し
  - (3) その他、市長が必要であると認める書類
- 2 前項に規定する申請の提出期限は、翌年2月末日までとする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、2年目以降の交付申請において、第1項各号に掲げる書類に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 4 市長は、交付請求額の確認のため、取扱金融機関に対して、受取利子証明（明細）書発行依頼書（別記第2号様式）を送付するものとし、取扱金融機関は、当該依頼書に基づき、第2項で規定する期間において申請者から受け取った貸付に係る受取利子額を証明する書面を熊本市に対して提出するものとする。この場合において、各書面の提出期日は、事前に熊本市と取扱金融機関で協議を行った上で設定するものとする。
  - 5 前各項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（交付決定及び交付確定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の補助金の交付決定後、速やかに申請者に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、利子補給交付対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部について、これを交付せず、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
  - (2) 規則、この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反した場合
- （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

熊本市長 様

(申請者)  
 郵便番号: \_\_\_\_\_  
 住 所: \_\_\_\_\_  
 商号又は名称: \_\_\_\_\_  
 代 表 者: \_\_\_\_\_ 印

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金  
 交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、本利子補給補助金（以下、「本補助金」という。）の対象となることから、下記事項について同意・誓約した上、要綱第5条第1項の規定に基づき、本補助金の交付を申請するとともに、その支払いを請求します。

記

（□に✓を記入してください）

- 本申請は、熊本県金融円滑化特別資金に係るものに相違ありません。
- 当社又は私は、本申請において虚偽があった場合は、本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- 当社又は私は、後日熊本市より、根拠資料の提出依頼があった場合は、速やかに提出に応じることに同意します。
- 当社又は私は、本申請における請求額については、要綱に基づき取扱金融機関が作成した受取利子額証明書に記載された額を基に熊本市が算出した額とするとともに、取扱金融機関が熊本市に対して受取利子額を証明することを承諾します。
- 当社又は私は、暴力団等の反社会的な勢力には該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思が無いことを誓約します。反社会的な勢力に該当し、これらに反する行為をしたことが判明した場合は、何ら催告無く本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- 当社又は私は、本申請を行うにあたり、本申請及び本補助金の支払いに必要な取扱金融機関が有する情報を、熊本市と取扱金融機関において情報共有をすることにあらかじめ同意します。
- 熊本市が交付する利子補給金の請求を熊本市商業金融課長に委任します。また、利子補給金の支払いについては、事務の都合上、下記口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

【口座振込依頼書】 ※申請者と同一名義の振込口座を記載してください。

金融機関名	金融機関コード				支店コード				口座種目		口座番号 右詰めでご記入ください			
	1.普通	2.当座												
フリガナ														
口座名義														

【添付が必要な書類】 ※ご用意ができましたら、□に✓を記入してください。

- 金融機関が発行した当該制度融資に係る償還(返済)予定表の写し
- 上記に記載した振込口座の通帳の写し（表紙の次のページ）

申請者 ご連絡先	ご担当者氏名	
	ご所属	
	電話番号	
	メールアドレス	

別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

金融機関名  
代 表 者 様

熊本市長 印

熊本県金融円滑化特別資金に係る  
受取利子証明（明細）書発行依頼書

貴金融機関における令和 年1月1日から令和 年12月31日までの熊本県金融円滑化特別資金に係る受取利子の額について証明願います。

記

1 （別紙）申請者一覧表

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

熊本市長 様

金融機関名  
代 表 者

印

熊本県金融円滑化特別資金に係る  
受取利子証明（明細）書

令和 年1月1日から令和 年12月31日までの熊本県金融円滑化特別資金における  
受取利子の額を、下記のとおり証明します。

記

- 1 （別紙）受取利子額一覧表

別記第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
事業者名  
代 表 者 様

熊本市長 印

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金  
交付決定兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定し、また確定しましたので、下記のとおり通知します。

なお、利子補給補助金は、交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書に指定された口座に送金致しますので、併せて通知します。

記

1 利子補給補助金交付決定兼交付確定額 金 円